

嵐山国有林について



平成22年9月1日
京都大阪森林管理事務所

1

目 次

1. 国有林について
2. 京都大阪森林管理事務所について
3. 嵐山国有林について
4. 「嵐山国有林の取扱に関する意見交換会」
について

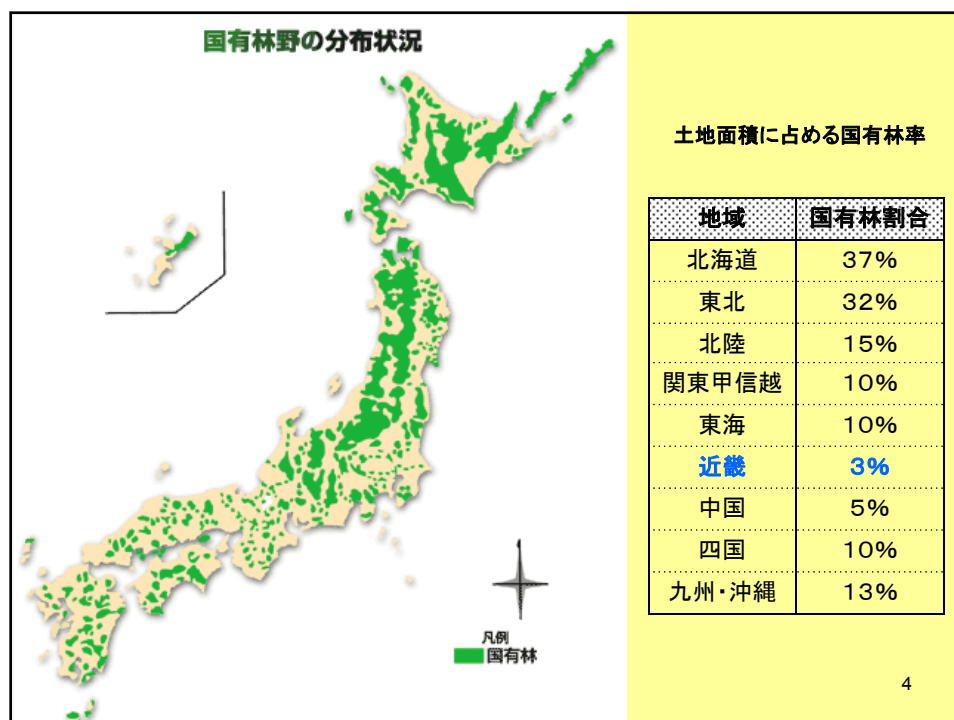
2

1. 国有林について

- 日本の国土の約2／3が森林。
- 日本の森林の約1／3が「国有林」。
- 国有林は日本の国土の約2割。

	面積	割合
国土面積	3,700万ha	100%
うち森林	2,500万ha	67%
うち国有林	760万ha	21%

3



4

1. 国有林について

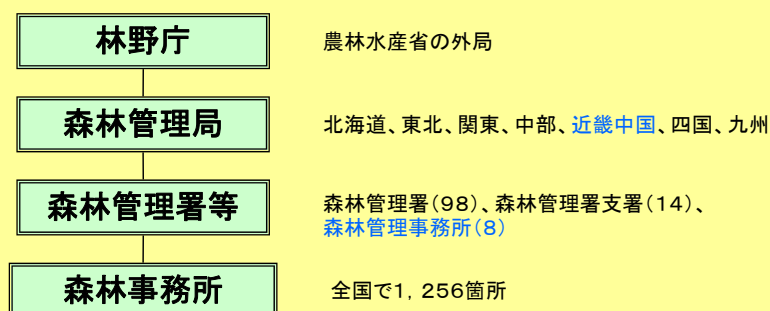
(国有林の成立)

- ・ 国有林は、明治2年の**版籍奉還**によって、明治政府が**旧幕藩有林**を承継したことにより成立。
- ・ 明治4年に「**社寺土地令**」により、**旧社寺領**を国有地に編入。
- ・ 明治6年から14年にかけて、地租改正に伴って行われた**土地の官民有区分**により境界確定、**村持入会林**を国有林に編入。
- ・ その他、購入、交換、所管替えなどにより編入。

5

1. 国有林について

- ・ **林野庁**が**国営企業(現業)**として国有林を管理経営。
- ・ **林野庁**本庁の下に、地方ブロック組織として7箇所の**森林管理局**を設置。
- ・ **森林管理署等**が現場の管理経営を実施。



6

2. 京都大阪森林管理事務所について

- 近畿中国森林管理局の下部組織。
- 京都府・大阪府に所在する国有林約5,700haの管理経営を担当（森林面積に対する国有林の割合は、京都府で約1%、大阪府で約2%）。
- 管内の国有林は小規模散在。
- 京都市内では、東山、貴船山、嵐山などが国有林、大阪府内では、箕面山などが国有林。
- 森林事務所：7箇所（東山、上賀茂、綾部、宮津、峰山、木津、箕面）
- 職員数：21名



2. 京都大阪森林管理事務所について

- 京都市内には約1,400haの国有林が所在。
- 東山には、清水寺、八坂神社、知恩院、南禅寺、銀閣寺などの背後に高台寺山国有林、南禅寺山国有林、銀閣寺山国有林などが所在。
- 北山には、貴船神社、鞍馬寺の背後に、鞍馬山国有林、貴船山国有林が所在。
- 西山には、天龍寺、苔寺の背後に、嵐山国有林、松尾山国有林などが所在。
- 京都市内に所在する国有林の多くは、明治初期の「社寺上知令」により国有林に編入された旧社寺領。



3. 嵐山国有林について

(1) 嵐山国有林の概要

(2) 嵐山国有林の変遷

(3) 嵐山国有林の現状

9

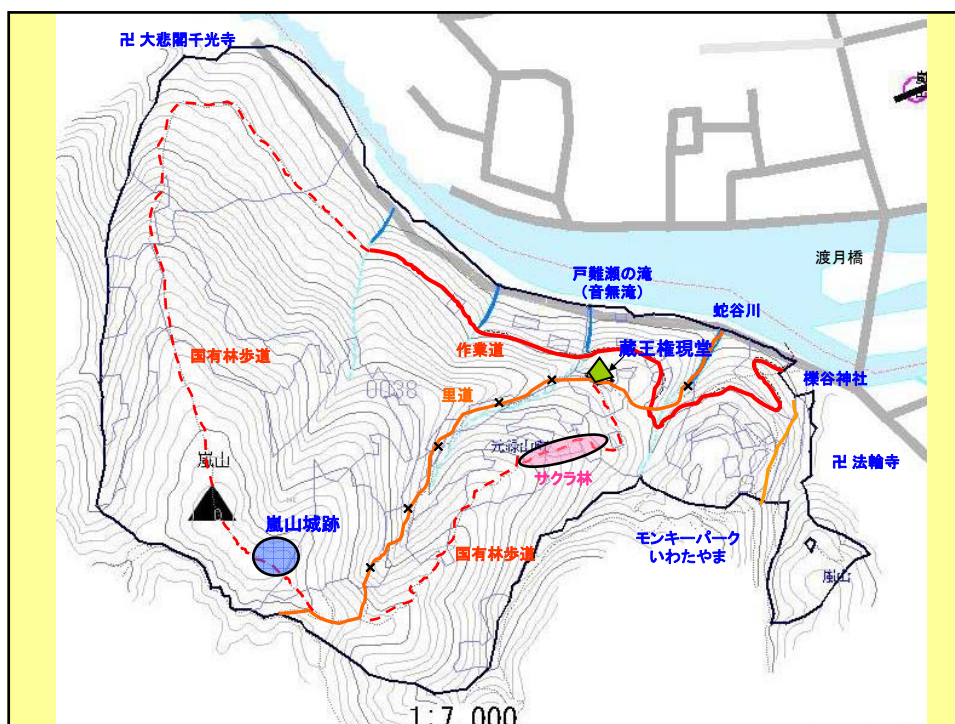
(1) 嵐山国有林の概要

- 林班名：嵐山国有林38林班
- 面積：59.03ha
- 法令制限：風致保安林(森林法)、土砂流出防備保安林(同)、史跡名勝(文化財保護法)、風致地区(都市計画法)、歴史的風土特別保存地区(古都保存法)、鳥獣保護区(鳥獣保護法)
- 機能類型：「森林と人との共生林(森林空間利用タイプ)」、レクリエーションの森「嵐山風景林」に指定。
- 江戸時代までは、大部分が天龍寺領。



嵐山国有林位置図

10



(2) 嵐山国有林の変遷

- 13世紀末: 亀山上皇が吉野からサクラ数百株を移植。その後、夢窓国師が吉野からヤマザクラ数千本を移植。その後も、サクラやマツの植栽が行われる。
- 明治4年: 「社寺上知令」により天龍寺領から官有地に編入。
- 大正4年: 保護林に指定。
- 大正5年: 風致保安林に指定。
- 昭和2年: 史跡名勝「嵐山峡」に指定。
- 昭和5年: 風致地区に指定
- 昭和6年: 「禁伐」により、中腹以下でアカマツ衰退、広葉樹林化の兆しがあることから、大阪営林局が「嵐山風致施業計画」を樹立。
 - － 斜面上では、50m四方の画伐、アカマツ、ヤマザクラの大苗を植栽
 - － 尾根上では、50m四方の画伐、アカマツの天然更新を促進
 - － 西端では、スギ・ヒノキの植栽地で複層林を造成
 - － 谷筋では、広葉樹を択伐

(2) 嵐山国有林の変遷

- 昭和30年代後半:松くい虫被害が顕著に。
- 昭和56年:「嵐山国有林における風致防災対策懇談会」を開催。
- 昭和57年:「京都市近郊国有林野の取扱いについて」を策定、嵐山保勝会との共催による「嵐山植林育樹の日」を開始。
 - 尾根では、アカマツの更新を目指す。
 - 中腹以下の斜面では、斜面の安定化を図りつつ、アカマツ、サクラの導入を進める。
 - 直接眺望されない天然林は自然の推移に委ねる。
 - スギ、ヒノキの人工林は大径材としての利用を目指す。
 - サクラの植栽に当たっては、陽光が得られるよう、数年の間隔を置いて、0.05haの群状択伐を2回行い、0.1haの伐採面を確保。
- 平成2年:植樹行事に当たり、0.05haの択伐による伐開を開始。

13

(2) 嵐山国有林の変遷

- 平成15年:「世界文化遺産貢献の森林」に指定、施業指針を策定。
 - 目標:カエデ、サクラ等の落葉広葉樹と針葉樹が混交した色彩豊かな森林
 - サクラ、カエデ、ケヤキの植栽に当たっては、生育空間の確保が不可欠。小規模伐採を行った後、陽光確保のため、周辺の常緑広葉樹の除伐及び枝落しを実施。
 - アカマツは抵抗性品種を尾根などに植栽。将来的には、他の針葉樹の植栽も検討。
 - 関係研究機関との連携強化。
 - シカ及びサル被害対策。
 - 土砂流出防止のために治山事業を実施。

14

(3) 嵐山国有林の現状

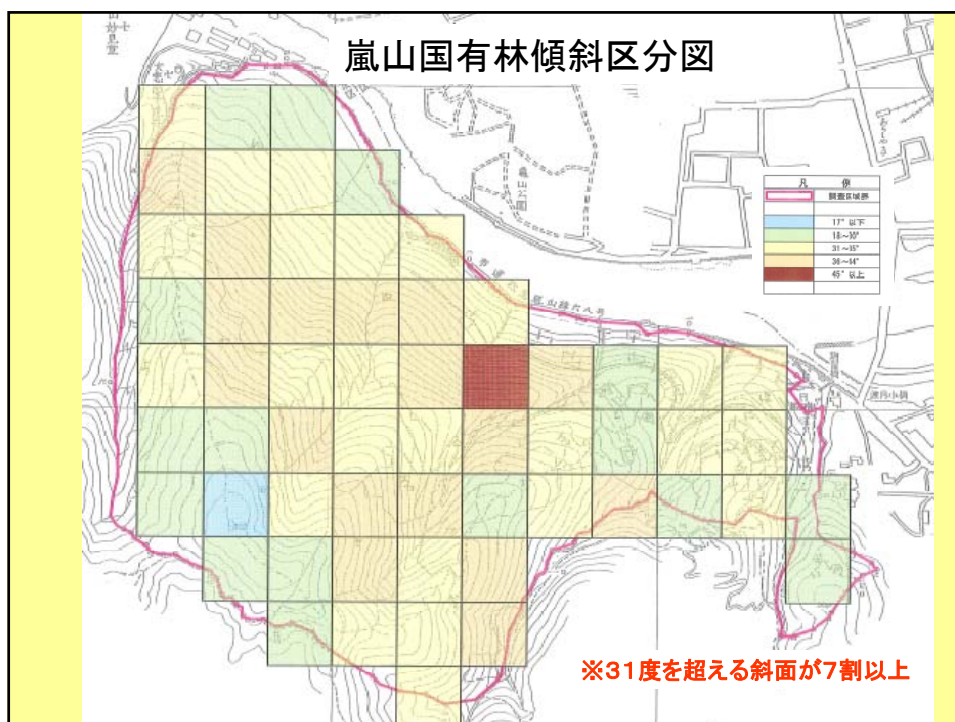
- (イ) 地形・地質
- (ロ) 林況・植生
- (ハ) 獣害
- (ニ) 観光
- (ホ) 防災施設
- (ヘ) 法令規制

15

(イ) 地形・地質

- ・ 標高:30～382m
- ・ 平均勾配は30度超、局所的には45度以上(31度を超える斜面が7割以上)
- ・ 北向き斜面で日当たりが良くない部分が多い。表土の流亡が発生しやすい。「痩せ地」化。
- ・ 地質:泥質岩・砂岩・チャートなどで構成された「丹波層群」に属する堆積岩が主体。
- ・ 褶曲等の外力を受けて、節理や風化を受けた箇所が多い。剥離型落石の危険性。

16



(ロ) 林況・植生

(原始)

- ・ サカキーコジイ群集(常緑広葉樹林)

(古代～近世)

- ・ アカマツーコバノミツバツツジ群集(アカマツ林)
- ・ 薪炭材や枝葉の採取により、アカマツ林へ移行。
- ・ 13世紀以降は、斜面下部でサクラやマツを植栽。

(近代・現代)

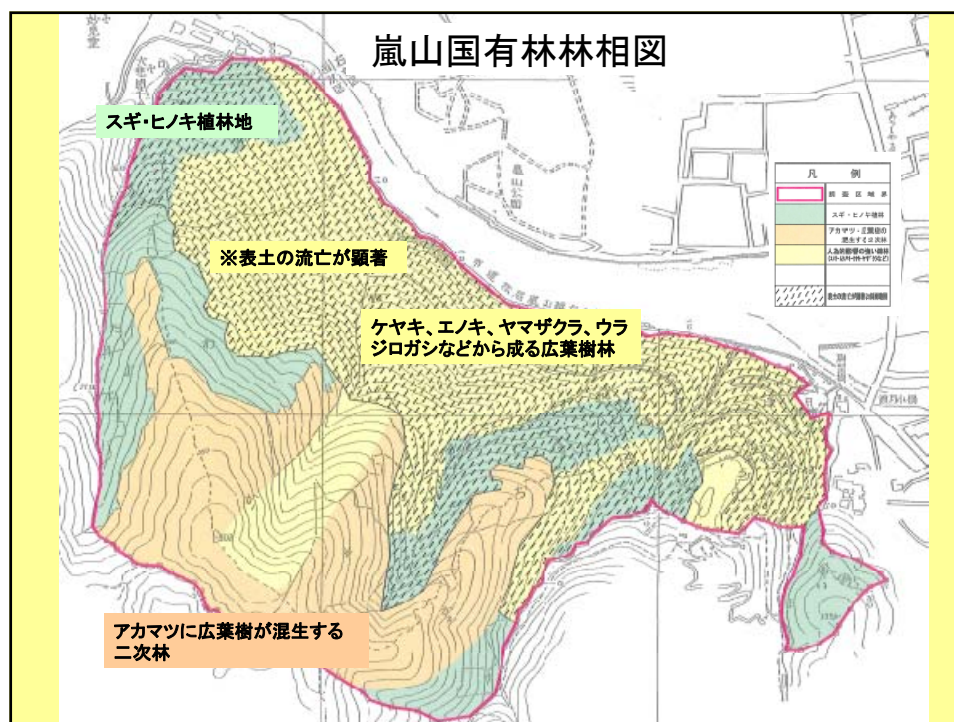
- ・ 官有地への編入以降、「禁伐」により、アカマツ林から広葉樹林への「遷移」が進行。昭和30年代以降は「松枯れ」により、アカマツが激減。
- ・ 谷筋の一部では、スギ・ヒノキを植林。
- ・ アカマツの衰退と林相の三分化(アカマツ二次林、広葉樹林、人工林)

(ロ) 林況・植生

(エリア別の林況)

- 斜面上部(16ha:約3割):アカマツ二次林
 - アカマツ・コバノミツバツツジ群集の樹種構成が残存。
 - アカマツは激減。
 - ソヨゴ、リョウブ、ヒサカキなど中低木の常緑広葉樹が侵入。
- 斜面下部(29ha:約5割):広葉樹林
 - 早くからの植生変化と風致施業などの人為により、ケヤキ、エノキ、ヤマザクラ、ウラジロガシなどから成る疎林が生育。
 - 急傾斜、下層植生不足により、土壌が流亡。
 - 次代を担う高木性樹種の幼樹が少ない
- 植林地(14ha:約2割):人工林
 - 昭和30年代以降、主に西側でスギ・ヒノキを植栽。
 - 東側では、明治期に植林後、天然林化。

19







(ハ) 獣害

(ニホンジカ)

- ・ 苗木の食害や立木の皮剥が発生。
- ・ 山麓では、旅館の庭にニホンジカが侵入する事例もあり。



シカによる皮剥痕

(イノシシ)

- ・ 泥浴びや掘り起こしの痕跡あり。

(ニホンザル)

- ・ 「モンキーパークいわたやま」で約150頭を餌付け。活動範囲は限定的か。
- ・ 一部で、植栽木の折損が発生。



イノシシのスタ場

(二) 観光

- 嵐山周辺の観光客数は、増加傾向で推移(H14:570万人 → H19:790万人)
- 京都市観光客の嵐山訪問率は15.9%、清水寺(21.2%)に次ぐ。
- 近年、渡月橋北側に観光客が集中する傾向あり。観光エリアの分散が必要？
- 隣接観光施設として、「嵐山モンキーパーク」と「大悲閣千光寺」あり。モンキーパークには年間7万人程度、大悲閣には年間5千人程度が来訪。

25

(二) 観光

- 蛇谷の先に、かつて嵐山の名所であった「戸難瀬(となせ)の滝」(別名:音無滝)あり。
「となせよりながす錦は大井川いかだにつめる木の葉なりけり」(藤原俊成(12世紀))
- 戸難瀬の滝の上流には、飛び地に「蔵王権現堂」あり。後嵯峨天皇が吉野から嵐山にサクラを移植した際に蔵王権現を勧請して祀ったと言われる。蔵王権現は能「嵐山」(金春禅鳳作(15世紀))にも登場。
- 嵐山山頂(382m)には、「嵐山城跡」あり。明応6年(1497年)に、山城守護代となった細川正元の家臣香西元長が築城。



蔵王権現堂

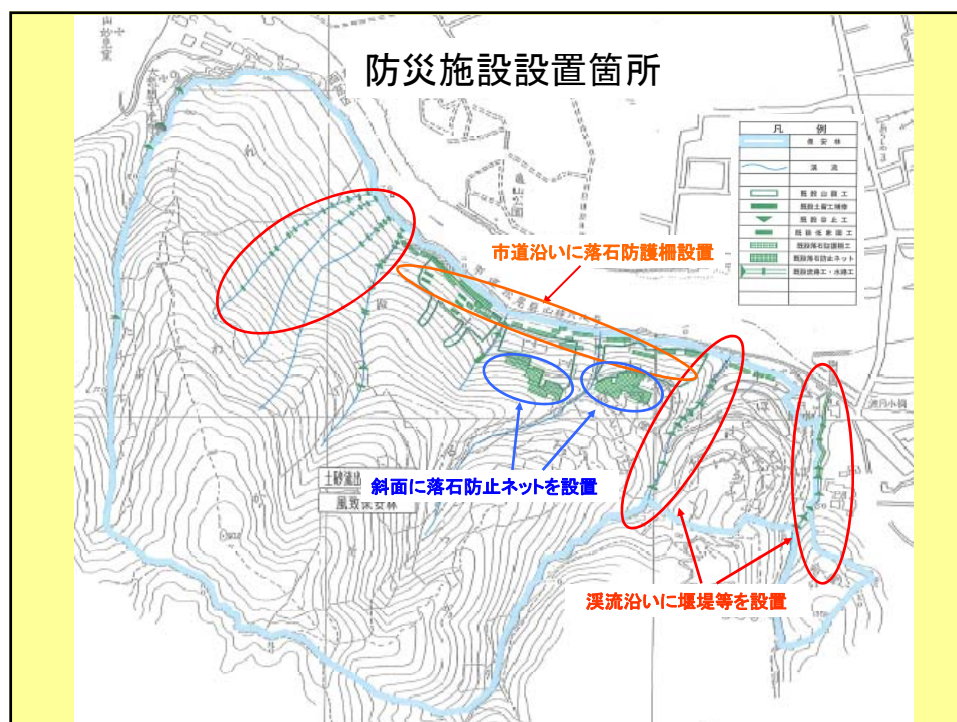


戸難瀬の滝

(ホ) 防災施設

- 嵐山国有林では、昭和23年度から**治山事業**を継続的に実施、山地災害の防止に貢献。
- これまで、主に、山腹工(※斜面の崩壊防止工事)、谷止工(※溪流の安定化工事)を実施。
- 平成4年度以降は、**落石防護柵・落石防止ネットの設置を集中的に実施**。
- 国有林直下の**市道への落石被害は大幅に減少**したと思われる。
- 部分的に、**老朽化により補修や新設が必要な施設あり**。

27





(へ) 法令規制

- 森林法に基づく「**風致保安林**」「**土砂流出防備保安林**」に指定。立木の伐採には**京都府知事との協議**が必要。
- 文化財保護法に基づく「**史跡及び名勝**」に指定。現状変更、保存に影響を及ぼす行為を行う際は、**文化庁長官との協議**が必要。
- 都市計画法に基づく「**風致地区**」に指定。木竹の伐採には、**京都市長との協議**が必要。
- 古都保存法に基づく「**歴史的風土特別保存地区**」に指定。木竹の伐採には、**京都市長との協議**が必要。

(現状まとめ)

- 北向きの急傾斜斜面が大半を占め、**表土の流亡**が発生しやすい。
- 節理や風化を受けた箇所が多く、**落石の危険性**あり。
- 林況は、斜面上部の「アカマツ二次林」、斜面下部の「広葉樹林」、及び「人工林」の**三相化**。
- 獣害は、**シカ**による食害・剥皮、**サル**による折損が発生。
- 嵐山の**観光客数は増加**傾向、渡月橋周辺に集中。
- 昭和23年度から**継続的に治山事業を実施**。落石被害は減少。一部、老朽施設あり。
- 森林法、文化財保護法、都市計画法、古都保存法による**重層的な伐採規制**あり。いずれも、立木の**伐採には許可等が必要**。

31

4. 「嵐山国有林の取扱いに関する意見交換会」

(課題)

- 昭和57年より、「嵐山植林育樹の日」として、**サクラやカエデの植栽**を進めてきたが、**相当数が枯死**。
→ 植栽方法の再検討
- 嵐山の**観光客数は増加傾向**にあるが、**渡月橋周辺に集中**。
→ 国有林内に所在する歴史的・文化的資源の活用
- **シカ**による食害・剥皮、**サル**による折損が発生。
→ 生息状況の把握
- 継続的な治山事業の実施により、**落石被害は減少**。一部老朽施設あり。
→ 安全確保措置の強化・継続

32

4. 「嵐山国有林の取扱いに関する意見交換会」

- 平成21年6月12日に、天龍寺にて、「嵐山国有林の取扱いに関する意見交換会」を開催。
- 地元関係者6名と専門家4名が委員(※地元、研究、行政の連携)。
- 以降、4回の会合を開催。植生、景観、獣害、治山の専門家より、報告・提言を受けた上で、意見を取りまとめ(※「林学」の総合性)。
- 「嵐山の今後の取扱い方針」を策定。これを踏まえて、平成22年度の以降の事業を実施予定。
- 平成22年度以降も、情報交換・意見交換を継続することとし、本年9月29日に開催予定。



意見交換会の模様

33



平成22年2月25日開催の「嵐山植樹育林の日」参加者

終

34